

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年10月19日

杉並区長

杉本 聡子

杉並区規則第106号

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則の一部を改正する規則

杉並区多機能端末機による証明書等の交付に関する規則（平成28年杉並区規則第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「個人番号カードをいう。以下同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（以下「個人番号カード等」という。）」を加える。

第2条第1項中「個人番号カード（」を「個人番号カード等（」に改め、「第2条第7項」の次に「（公的個人認証法第22条の3第2項において準用する場合を含む。）」を加え、「同条第1項」を「公的個人認証法第22条第1項」に、「個人番号カード又は」を「個人番号カード等又は」に改め、同項第1号から第3号までの規定中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第2項中「個人番号カードを」を「個人番号カード等を」に改める。

第4条第3項第1号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。